

# 広島県パワーリフティング協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、広島県パワーリフティング協会(Hiroshima Powerlifting Association) 略称 HPA (以下「本協会」とする。) と称する。

第2条 本協会は、事務局を広島県内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、アマチュアパワーリフティング競技愛好者相互の協力によって、広島県におけるパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、もって広島県民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

2 本協会は、広島県におけるパワーリフティング競技に関する唯一の統括組織として、公益社団法人日本パワーリフティング協会(JPA)に加盟し、パワーリフティング競技の普及・発展に努める。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広島県大会(パワーリフティング競技及びベンチプレス競技)の開催。
- (2) 全国的な競技会及び中国大会等の開催、後援、協力並びにこれら大会等への選手・審判員及び役員の派遣。
- (3) 競技の指導者及び審判に従事する者の育成。
- (4) 競技に関する諸団体との交流及び情報交換。
- (5) 競技用器具の調達及び保管。
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 理事会

第5条 本協会に理事会を置く。

(任命)

2 本協会の理事の任命にあたっては、下記のいずれかに該当すること。

- (1) 広島県に在住、在勤及び在学しているか、県内のスポーツジムに所属している者で、在籍する理事2名以上の推薦をもって理事会の過半数の賛成を得たる者。
- (2) 本協会所属団体の代表者

## 第4章 選手登録

第6条 本協会及びJPAが主催する競技会に出場する選手は、JPAに選手登録の手続きを行うものとする。

## 第5章 役員及び任務

(役員配置)

第7条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 5人以上
- (5) 監事 1名

(役員選任)

第8条 会長及び副会長は、理事会において選出する。

- 2 理事以外の者が会長及び副会長になったときは、就任と同時に理事となる。
- 3 理事長は、理事会で互選する。
- 3 事務局長は、理事長が推薦し理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 監事は、理事会において選任し会長がこれを委嘱する。

(役員職務及び権限)

第9条 本協会の役員は、次のとおりとする。

- 2 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時または欠ける時においてその職務を代行する。
- 4 理事長は、理事を代表して会務を処理・運営する。
- 5 理事は、理事会を組織し本会の会務を審議する。
- 6 事務局長は、本会の会務および会計経理を司る。

(監事の職務及び権限)

第10条 監事は、毎年1回定期的に又は必要に応じて本協会の会計を監査し、理事会に報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合といえども会務に支障のない限り補充は行わない。
- 3 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 諮問機関

第12条 本協会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、前会長をもってあてる。
- 3 顧問および参与は、理事会の議決を得て会長が委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問および参与は、会長および理事会の諮問に応じる。

## 第7章 会議

(理事会)

第13条 本協会の会議は、理事会とする。

- 2 理事会は、本会の最高議決機関とし規約に定める事項を議決、承認する。
- 3 理事会は、会長、副会長、事務局長、監事及び理事をもって構成する。
- 4 理事会は、理事長が招集し議長となる。
- 5 理事会は、過半数の者が出席しなければ開会することができない。
- 6 理事会の議事は、出席理事の過半数で議決、承認する

(議決事項)

第14条 この規約に定めるもののほか、次の事項は理事会の議決・承認を経なければならない。

- (1) 規約の改正
- (2) 毎年度の事業計画及び予算の決定
- (3) 毎年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項

## 第8章 会計

(収入)

第15条 本協会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(決算報告)

第16条 本協会の収支決算は、毎会計年度終了後1月以内に監事の意見を付し、理事会へ事業報告とともに報告する。

第17条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

## 第9章 雑則

(規約の改正)

第18条 この規約の改廃は、理事会において承認を経なければ変更することはできない。

(付則)

この規約は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月17日から適用する。